

船舶事故調査報告書

平成30年9月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年5月20日 10時30分ごろ
発生場所	北海道厚岸町大黒島北西方沖 厚岸灯台から真方位308° 4.4海里（M）付近 （概位 北緯42° 59.6′ 東経144° 47.2′）
事故の概要	漁船 ^{みこく} 三国丸は、大黒島北西方沖に設置したかき養殖施設において作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 三国丸、1.7トン HK3-120648（漁船登録番号）、個人所有 7.32m（Lr）×2.47m×0.82m、FRP ガソリン機関（船外機）、110kW（動力漁船登録票による）、平成10年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年3月31日 免許証交付日 平成28年10月18日 （平成34年8月18日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成30年5月20日09時30分ごろ厚岸町厚岸湖岸の南西方に位置する定係地を出発し、大黒島北西方沖に設置したかき養殖施設に到着したのち、船外機の運転を止めてかき養殖施設での作業を開始した。 船長は、作業が終わりに近づいた10時30分ごろ、本船の左舷前部甲板に備えた‘かき養殖施設の桁綱を伝って前方に本船を進めるローラ’（以下「本件ローラ」という。）を回転させて移動しながら‘綱につながれたかき籠（5段、水面下約2.5m）を海面付近に揚

げる作業’（以下「本件作業」という。）中、本件ローラに掛けていた桁綱に付着した海藻で海面付近に揚がってきた綱が見えなくなり、同籠につながれた綱が本件ローラに巻き込まれるのではないかと思い、咄嗟に右腕を本件ローラの前方向に出したところ、右腕を本件ローラに巻き込まれた。（図1、写真1参照）

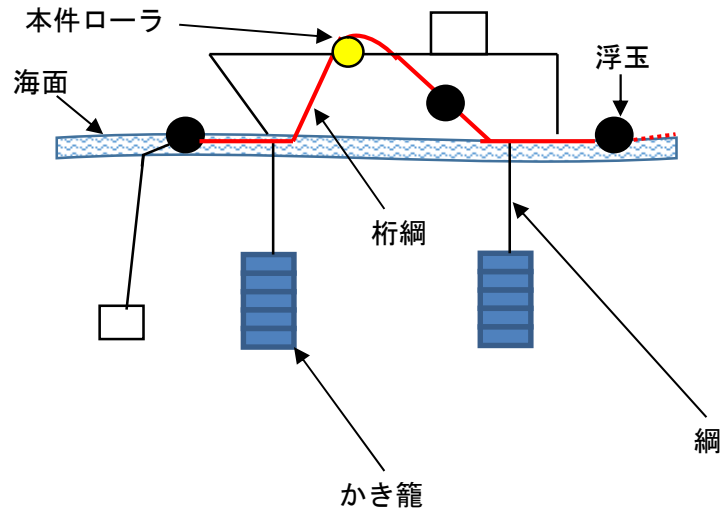


図1 かき養殖施設の状況（側面図）

操作レバー 本件ローラの回転方向（船内から見て左回り）



本件ローラ

桁綱

写真1 本事故当時の船長の状況（再現）

船長は、右腕と桁綱が共に本件ローラに巻き込まれており、本件ローラに負荷がかかって停止したので、携帯電話で僚船の船長に本事故が発生したことを伝え、駆けつけた僚船の船長によって桁綱を切るなどして救助された。

船長は、僚船の船長が操船した本船に乗って定係地に戻った後、ドクターヘリで病院に搬送され、右腕及び右耳を裂傷するなどして9日間入院した。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

船長は、ふだん、かき養殖施設での作業中において、右手を本件ローラの操作レバー（運転及び停止）に置いており、かき籠が海中から

	<p>揚がってくるのを見ながら同レバーを操作していたが、本事故当時、右手を同レバーに置いていなかった。</p> <p>本船は、海面付近に揚がってきたかき籠を備えたクレーンで吊り上げて船内に揚収していた。</p> <p>船長は、本事故当時、カップ及びゴム手袋を着用しており、カップの上に救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、かき養殖施設の操業に約45年間従事していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、大黒島北西方沖に設置したかき養殖施設において、本件ローラを回転させて移動しながら本件作業中、船長が、本件ローラに掛けられた桁綱に付着した海藻で綱が見えなくなった際、海面付近に揚がってきた同籠につながれた綱が本件ローラに巻き込まれるのではないかと思い、咄嗟に右腕を本件ローラの前方向に出したことから、右腕が桁綱と共に本件ローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大黒島北西方沖に設置したかき養殖施設において、本件ローラを回転させて移動しながら本件作業中、船長が、本件ローラに掛けられた桁綱に付着した海藻で綱が見えなくなった際、海面付近に揚がってきた同籠につながれた綱が本件ローラに巻き込まれるのではないかと思い、咄嗟に右腕を本件ローラの前方向に出したため、船長の右腕が桁綱と共に本件ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かき養殖施設での作業に従事する操業者は、回転しているローラの前方向に腕を出さないこと、及び運転しているローラに身体を近づける際には運転レバーを操作してローラを止めること。

付図1 事故発生場所概略図

